

# 札幌学院大学総合研究所法政研究部会規程

平成二年七月一五日 制定

## (目的)

第一条 本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第一〇条に基づき、法政研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めるこ

とを目的とする。

(任務) 第二条 本部会は、法学その他関連諸科学に

に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

(事業) 第三条 本部会は、前条の任務を達成するた

め、次に掲げる事業を行ふ。

(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の編集

(二) 研究会・講演会の開催

(三) その他本部会の任務を達成するために必要な事項

(組織) 第四条 本部会は、次の者をもつて組織する。

(一) 法学部所属の研究所員(通常部会員)

(二) 法学部以外の学部所属の研究所員または名譽教授であつて、総会の承認を得た者(特別部会員)

(三) 本部会の趣旨に賛同し、かつ、総会の承認を得た者(客員部会員)

(総会) 第五条 総会は、通常部会員をもつて構成する。

二 総会は、本部会の運営に関する重要な事項を審議承認する。

三 総会は、部会長がこれを招集する。また、通常部会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

## (役員)

第六条 本部会に、次の役員を置く。

(一) 部会長 一名

(二) 総務幹事 一名

(三) 幹事 若干名

二 部会長は学部長が、総務幹事は研究支援委員が、それぞれ兼ねるものとする。

三 役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (部会長)

第七条 部会長は、部会を代表し、会務を総括主導する。

(総務幹事及び幹事)

第八条 総務幹事は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

二 総務幹事及び幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

(細則への委任)

第九条 この規程に定めるもののほか、本部会の運営に必要な手続その他の事項については、総会においてこれを定める。

(改廃)

第十条 本規程の改正については、通常部会員総数の三分の二以上の者が出席し、その過半数の同意がなければならぬ。

附 則  
特別部会員  
幹事  
総務幹事

吉鈴宇莊 田神 山松西富千嶋佐佐笛小金小岡伊家 清  
々  
川木田子 處谷 下本尾高葉田藤木川杉山澤田藤田 水  
日敬一邦 博章 慎祥敬 寛佳眞紀 敏伸 隆久雅愛 敏美  
出男夫明雄 之生 一志義彩樹広世健彦次剛司子康子 行